

サービス利用契約重要事項説明書

社会福祉法人 鐘の鳴る丘
指定障害福祉サービス事業所
ど ん ぐ り

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 鐘の鳴る丘
所在地	福山市新市町大字常1064番地4
電話番号	(0847) 40-4111
代表者氏名	理事長 豊高 英治
設立年月	平成14年10月7日

2. 事業所の概要

事業所の種類	就労継続支援事業B型 平成19年4月1日指定 福山市3411501095号
事業の目的	障害者自立支援法の理念に基づき、市民生活及び居宅において生活の安定及び生活の充実を困難としている障害者に対し福祉サービスを提供することを目的とします。
事業所の名称	指定障害福祉サービス事業所 どんぐり
事業所の所在地	福山市新市町大字常1064番地4
電話番号	(0847) 40-4111
管理者氏名	管理者 西山 千秋
事業所の運営方針について	利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために事業者が利用者に対して必要なサービスを適切に行う。
開設年月	平成19年4月1日

3. 通常の事業実施地域

福山市・府中市・神石高原町の全域

4. 営業時間と利用定員

営業日	月曜日から金曜日までと隔週の土曜日 (ただし、国民の祝日及び12月27日から1月5日までと8月10日から8月16日までを除く)
サービス提供時間帯	午前10時00分～午後4時30分
利用定員	20名

5. 職員の体制

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤		非 常 勤	
	専任	兼務	専任	兼務
1. 事業長（管理者）	1名			
2. 生活支援員	3名		2名	
3. 職業指導員	4名			
4. 事務員		1名		

6. 当事業所の施設整備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

建物・設備の種類	室数	備 考
作業室兼多目的室	1室	作業机・いす等・流し・ロッカー
作業室	1室	作業台・いす等
静養室兼相談室	1室	テーブル・いす・布団
トイレ	2箇所	男性・女性（ともに身体障害者利用可）
浴室	1室	
事務室	1室	事務机・書庫・パソコン・FAX兼用コピー機
車輛・設備等		送迎車輛6台（キャラバン・ハイエース・ステップワゴン・ミニキャブ・アルト・ミラ）・軽トラック3台・空き缶つぶし機2台・結束機1台・カラオケ器材1式・ラジオ・広い駐車場

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 支援計画とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「支援計画」を定めて、サービスを提供します。「支援計画」は、市町が決定した訓練等給付の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービスの区分及びサービス内容＞

① 生活指導

毎日の生活リズムを身につけることを訓練します。

日中の活動は、楽しく体を動かすことを大切に行います。（毎日）

② 機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能習得の訓練を実施します。（毎日）

③ 社会適応訓練

集団での、自立性を高める訓練を実施します。（毎日）

④ 創作的活動

時に折り紙など、集団生活に変化をもたせる創作活動を行います。（不定期）

⑤ 必要な介助

事業所内での日常生活の中で、排泄、着脱衣、整容などの必要な介助を状況に応じて行います。

⑥ レクリエーション

年間事業計画に基づいてレクリエーションを実施します。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、訓練等給付費が支給されます。訓練等給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき、

利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町が決定する額（利用者負担額）

をお支払いいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

★訓練等給付費対象のサービス利用者負担額は、市町が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った訓練等給付費額は、利用者に通知します。

＜償還払い＞

★訓練等給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町が定める訓練等給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると訓練等給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、訓練等給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費

（その都度、その内容を説明いたします。）

② 食費

（昼食はご希望により給食業者に配達依頼しますが、現在の単価は320円と370円です。一ヶ月分まとめてお支払いいただきます。）

③ 送迎費

（集合地点からどんぐりへの送迎費用ですが、現在は無料でサービスを提供しています。）

④ 行事参加料

（その都度、その内容を説明いたします。）

⑤ その他必要な費用

（その他サービス提供にあたりご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる必要額を負担いただく場合がありますが、事前に説明いたします。）

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記 (2) 及び (3) の料金・費用は、一ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、ご利用翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（一ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 窓口での現金支払
- イ. 下記指定講座へのお振込み

広島銀行 新市支店 普通預金 1089035

社会福祉法人 鐘の鳴る丘

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、「支援計画」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日午後5時30分までに事業者に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担額相当額

- ③ 市町が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその二ヶ月前までにご説明します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

また、ご利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合には就労継続支援はご利用できません。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」も記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

9. サービス実施記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者によるその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、「支援計画」及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料（10円/1枚あたり）などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

10. 損害保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、現在下記の損害賠償保険に加入していますが、契約更改時など状況によっては保険会社を変更することがあります。

保険会社名 社会福祉法人全国社会福祉協議会

引受幹事保険会社 株式会社 損害保険ジャパン

保険名 社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

賠償の概要 (1) プラン1 施設業務のための補償

社会福祉施設が行う施設業務（サービス）が対象（施設の内外）

①基本補償 対象者：施設（法人）、役員・職員、パートタイマー、実習生

賠償額：対人賠償（1名・1事故）	2億円・10億円
対物賠償（1事故）	2,000万円
受託・管理財物賠償（期間中）	200万円
（うち現金補償限度額（期間中）	20万円
人格権侵害（期間中）	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円

②お見舞い等の各種費用

初期対応費用（期間中）	500万円
事故初期見舞費用<1名につき>死亡	10万円
入院時	3万円
通院時	1万円

(2) プラン2 通所型施設利用者の傷害事故補償

対象者：施設利用者

補償金額：死亡保険金（死亡・後遺障害保険金額） 100万円

後遺障害保険金 程度に応じて死亡・後遺障害保険金額
3～100%

入院保険金（1日あたり） 800円

手術保険金 手術の種類に応じて 8,000円・16,000円・32,000円

通院保険金額（1日あたり） 500円

補償機関 平成24年1月1日～平成24年4月1日（平成24年度も引続き更新手続きする・以降も同様）
（平成23年12月28日加入）（保険期間は平成24年4月1日午後4時から1年間）

1 1. 守秘義務について

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

1 2. 苦情の受付について（契約書第14条参照）

（1）当施設における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）
職業指導員 佐藤 伸喜
- 受付時間
毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00
- 苦情解決責任者
管理者 西山千秋

（3）第三者機関・行政機関の苦情受付

第三者委員 小川富士雄 (社会福祉法人鐘の鳴る丘評議員) 丸尾富美子 (社会福祉法人鐘の鳴る丘監事)	住所：福山市新市町大字金丸1753番地1 電話番号：（0847）53-8033 住所：福山市新市町大字新市614 電話番号：（0847）51-2399
各市町福祉係窓口	
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会内)	所在地：広島市南区比治山本町12-2 電話番号：（082）254-3419 FAX：（082）250-6813 Eメール： soudan@hiroshima-fukushi.net

1 3・虐待の防止及び身体拘束等の禁止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- （5）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

平成 年 月 日

就労継続支援B型のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 (所在地) 広島県福山市新市町大字常1064番地4
(名称) 社会福祉法人 鐘の鳴る丘
(説明者) 氏名 豊高 英治 印

平成 年 月 日

就労継続支援B型のサービス提供の開始に際し、重要事項の説明を受け、その内容を了承し本書を受領しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

家族または立会人等

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印